

評価項目（案）

1 評価シート A を活用するもの

評価項目	条文	条文内容
前文	—	—
総則	第 1 条	目的
	第 2 条	基本理念
市会の位置付けと役割	第 3 条	市会の位置付けと役割
	第 4 条	市会改革
議員の位置付けと役割	第 5 条	議員の位置付けと役割
	第 6 条	政治倫理
	第 7 条	会派
市民と市会との関係	第 8 条	市民との関係の構築
	第 9 条	市民との情報共有及び市民の市政への参画の機会の充実
市会と市長等との関係	第 16 条	市長との関係
	第 17 条	監視機能の充実及び強化
	第 18 条	市会の議決に付すべき事件等
議会運営の原則等	第 20 条	委員会
	第 21 条	会議等における質疑又は質問
政務活動費	第 26 条	政務活動費
議員の定数及び議員報酬等	第 29 条	議員の定数
	第 30 条	議員報酬等
補則	第 31 条	他の条例等との関係
	第 32 条	条例の検討

2 評価シートBを活用するもの

評価項目	条文	条文内容
(市民と市会との関係)		
請願及び陳情の取扱い	第 10 条	請願及び陳情の取扱い
公聴会及び参考人の制度の活用	第 11 条	公聴会及び参考人の制度の活用
会議等の公開及び広報の充実	第 12 条	会議等の公開の推進
	第 13 条	会議等の公開の方法
	第 14 条	広報の充実
広聴の充実	第 15 条	広聴の充実
(議会運営の原則等)		
会期	第 19 条	会期
(市会の権能強化)		
学識者等の活用等による市会の権能強化	第 22 条	専門的な知見の活用
	第 23 条	調査機関等の設置
	第 24 条	政策研究会の設置
他の地方公共団体の議会との連携	第 25 条	他の地方公共団体の議会との連携
事務局・図書室機能の強化	第 27 条	事務局
	第 28 条	図書室